

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月12日
【四半期会計期間】	第1期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)
【会社名】	I Tホールディングス株式会社
【英訳名】	IT Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡本 晋
【本店の所在の場所】	富山県富山市牛島新町5番5号
【電話番号】	076-444-8011
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。 (上記は登記上の本店所在地であります。本店業務は下記で行っておりま す。)
【最寄りの連絡場所】	(東京本社)東京都千代田区内幸町1丁目2番2号 日比谷ダイビル
【電話番号】	03-6738-8100
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 浦田 幸夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) I Tホールディングス株式会社 東京本社 (東京都千代田区内幸町1丁目2番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期 第2四半期連結 累計期間	第1期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日
売上高(百万円)	163,426	96,491
経常利益(百万円)	9,479	9,592
四半期純利益(百万円)	4,491	4,949
純資産額(百万円)	-	142,553
総資産額(百万円)	-	283,173
1株当たり純資産額(円)	-	1,498.39
1株当たり四半期純利益金額 (円)	52.97	58.33
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額(円)	52.94	58.31
自己資本比率(%)	-	45.0
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	13,595	-
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	11,212	-
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,861	-
現金及び現金同等物の四半期末残高(百万円)	-	25,510
従業員数(人)	-	15,522

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱ネクスウェイ	東京都中央区	801	情報・通信業	100.0 (100.0)	業務上の取引は特になし。 役員兼務なし。
クロノバ㈱ (注)2	東京都中央区	362	医薬品の開発戦略 の企画・立案	56.4 (56.4)	業務上の取引は特になし。 役員兼務なし。
アルメック㈱ (注)2	東京都中央区	10	治験実施施設支援 業務	100.0 (100.0)	業務上の取引は特になし。 役員兼務なし。
アプシエ㈱ (注)2	東京都中央区	17	医薬品販売支援業務	100.0 (100.0)	業務上の取引は特になし。 役員兼務なし。
メディカル統計㈱ (注)2	東京都中央区	35	医薬品開発における 統計解析業務	100.0 (100.0)	業務上の取引は特になし。 役員兼務なし。

(注)1.子会社の議決権に対する所有割合欄の()内は間接所有割合で内数となっております。

2.第三者からクロノバ㈱の株式を取得したことによる議決権所有割合の増加により、クロノバ㈱およびその子会社が持分法適用関連会社から連結子会社へ変更となりました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	15,522 (2,400)
---------	----------------

(注)1.従業員数は就業人員であります。

2.従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3.臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	59
---------	----

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
アウトソーシング・ネットワーク	32,109
ソフトウェア開発	47,472
合計	79,581

(注) 金額は販売価格によっており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間における受注状況は、次のとおりであります。

	受注高 (百万円)	受注残高 (百万円)
ソフトウェア開発	38,741	64,163

(注) 1 アウトソーシング・ネットワークは継続業務でありますので、ソフトウェア開発についてのみ記載しております。

2 金額は販売価格によっており、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
アウトソーシング・ネットワーク	32,026
ソフトウェア開発	53,106
ソリューション	8,553
その他	2,806
合計	96,491

(注) 1 金額は販売価格によっており、消費税等は含まれておりません。

2 当第2四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)
(株)ジェーシービー	10,564	10.9

2【経営上の重要な契約等】

T I S株式会社（子会社）との吸収分割について

当社は、平成20年8月11日開催の取締役会において、当社グループにおけるグループ経営の一層の強化と効率化を図る観点からグループフォーメーションを整備するため、T I S株式会社の保有する株式会社ユーフィット、株式会社アグレックス、クオリカ株式会社、A J S株式会社、株式会社エス・イー・ラボ、T I Sトータルサービス株式会社、T I Sリース株式会社、B Mコンサルタンツ株式会社、およびT I Sソリューションビジネス株式会社の全株式について、当社を承継会社とする吸収分割を決議し、同日付で吸収分割契約書を締結いたしました。当該吸収分割契約書に基づき、平成20年10月1日にこれを実行し、上記9社を当社の直接の子会社としました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 . 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第2四半期連結会計期間における我が国経済は、サブプライム住宅ローン問題に端を発した米国発の金融危機や急速な世界経済の悪化などの影響により、実需減少に対する懸念が強まり、企業の業況判断が一段と慎重さを増すなど、景気の減速度合いや先行き不透明感がさらに深まる状況が続きました。

情報サービス産業では、日銀短観（平成20年9月調査）において、ソフトウェア投資額が引き続き前年度を上回る見通しとなっておりましたが、最近の景気動向や企業収益の減少傾向を受けて投資抑制の動きが強まっていることから、今後の情報サービス産業を取り巻く経営環境は厳しい状況を見込んでおります。

このような状況の中で、平成20年4月1日にT I S株式会社と株式会社インテックホールディングスとの経営統合による共同持株会社として設立した当社は、当連結会計年度をグループの基盤を整備する年度と位置付け、グループの中長期的な成長のための重点施策として 第1次中期経営計画の策定、グループ事業シナジーの推進、バックオフィス業務のシェアード化推進、グループフォーメーションの整備、情報システムの統合に鋭意取り組んでいます。また、グループ各社の間では情報連携も円滑に進んでおり、多くの商談が動き始めた成果は共同受注などで表れてきています。

当社グループの当第2四半期連結会計期間の業績は、厳しい事業環境下で業績の伸び悩む子会社もありましたが、主要顧客のI T投資ニーズを的確に捉えた事業展開により好調に推移した子会社が牽引したことから、グループ全体としては順調に推移しました。T I S株式会社において過年度より継続中の大型案件（注）については、本年内の稼働開始を控えた最終段階にあり、システムのより円滑な稼働開始に向けて細部にわたる準備を行うなど、計画に沿って順調に進捗しております。

（注）当該大型案件は開発段階が終了し、11月にシステムは順調に稼働開始しております。

上記の結果、当社グループの当第2四半期連結会計期間の業績は、売上高96,491百万円、営業利益9,757百万円、経常利益9,592百万円、四半期純利益4,949百万円となりました。

分野別の業績は次のとおりであります。

アウトソーシング・ネットワーク分野

当分野では、データセンタを活用して、受託運用サービスやシステムオペレーション、ネットワーク構築などのサービスを提供しています。当第2四半期連結会計期間の売上高は、主要顧客向けの売上が増加したこと及び平成20年7月に子会社化した株式会社ネクスウェイの業績が寄与したことなどから、31,930百万円となりました。

ソフトウェア開発分野

当分野では、情報システムの企画から構築まで、総合的なシステムインテグレーションサービスを提供しています。当第2四半期連結会計期間の売上高は、大型案件に係る売上が計上されたほか、新規案件の寄与などがあったことなどから、53,202百万円となりました。

ソリューション分野

当分野では、ソフトウェア及び機器の販売を主業としています。当第2四半期連結会計期間の売上高は、大口顧客の更新需要が一服したことなどから、8,553百万円となりました。

その他の分野

当分野は、リースなど情報システムを提供するうえでの付随的なサービスで構成されます。当第2四半期連結会計期間の売上高は、2,806百万円となりました。

なお、当社は、平成20年8月11日開催の取締役会において、当社グループにおけるグループ経営の一層の強化と効率化を図る観点からグループフォーメーションを整備するため、T I S株式会社の保有する株式会社ユーフィット、株式会社アグレックス、クオリカ株式会社、A J S株式会社、株式会社エス・イー・ラボ、T I Sトータルサービス株式会

社、T I S リース株式会社、B M コンサルタンツ株式会社、およびT I S ソリューションビジネス株式会社の全株式について、当社を承継会社とする吸収分割を決議し、同日付で吸収分割契約書を締結いたしました。当該吸収分割契約書に基づき、平成20年10月1日に上記9社を当社の直接の子会社としました。

(2) キャッシュフローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、当第1四半期連結会計期間末に比べて7,904百万円減少し、当第2四半期連結会計期間末には25,510百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は1,889百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益9,003百万円に、資金の増加としてたな卸資産の減少額5,837百万円、減価償却費3,312百万円、および仕入債務の増加額2,198百万円などがあった一方、資金の減少として売上債権の増加額20,458百万円などがあったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は7,407百万円となりました。これは主に、資金の減少として連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出3,147百万円および有形固定資産の取得による支出2,466百万円などがあったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、得られた資金は1,384百万円となりました。これは主に、資金の増加として短期借入金の純増加額4,615百万円および自己株式の処分による収入481百万円などがあった一方、資金の減少として長期借入金の返済による支出4,315百万円などがあったことによるものです。

(3) 財政状態の状況

資産の部

当第2四半期連結会計期間末における資産の部は、当第1四半期連結会計期間末の273,371百万円から9,802百万円増加し、283,173百万円となりました。主な要因は、受取手形及び売掛金の増加22,239百万円などがあった一方で、現金及び預金の減少6,967百万円や仕掛品の減少5,464百万円などがあったことによるものです。

負債の部

当第2四半期連結会計期間末における負債の部は、当第1四半期連結会計期間末の135,748百万円から4,872百万円増加し、140,620百万円となりました。主な要因は、短期借入金の増加8,433百万円や支払手形及び買掛金の増加2,494百万円などがあった一方で、長期借入金の減少3,729百万円などがあったことによるものです。

純資産の部

当第2四半期連結会計期間末における純資産の部は、当第1四半期連結会計期間末の137,622百万円から4,930百万円増加し、142,553百万円となりました。主な要因は、四半期純利益の計上などによる利益剰余金の増加4,989百万円などがあったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、281百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	280,000,000
計	280,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	86,372,339	86,372,339	東京証券取引所 (市場第一部)	-
計	86,372,339	86,372,339	-	-

(注)「提出日現在発行数」には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき交付した新株予約権は、次のとおりであります。

会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わり交付した新株予約権は、次のとおりであります。

I Tホールディングス株式会社第1回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個) (注)1	3,125
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)2	312,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 2,750
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～平成20年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,750 資本組入額 1,375
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

上記は、平成20年4月1日の株式移転により当社の完全子会社となったT I S株式会社の会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として平成20年4月1日に交付したものであります。なお、当該株式移転計画は平成20年2月15日に開催された株式移転完全子会社(T I S株式会社および株式会社インテックホールディングス)の株主総会にて承認されました。

(注)1 新株予約権1個につき当社普通株式100株とします。

「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却していない新株予約権の目的たる株式の数においてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、当社が株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合には、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができます。この場合においては、上記ただし書きの規定を準用するものとします。

- 3 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の一部または全部を行使することができるものとします。ただし、行使可能な株式数が1単元の株式数またはその整数倍に満たない場合、1単元未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍の株式数につき権利を行使することができるものとします。

新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役もしくは使用人または当社子会社の取締役、執行役員もしくは使用人であることを要するものとします。ただし、新株予約権者が取締役、執行役員または使用人の地位を喪失した場合、以下の各号に定める事由に基づく場合には、権利行使期間内及び以下の各号の規定の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとします。

- () 新株予約権者である取締役または執行役員が、辞任もしくは任期満了により取締役もしくは執行役員の地位を喪失した場合、または取締役の地位を喪失後に執行役員もしくは使用人の地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から2年以内に限り、前記の定めにかかわらず、割り当てられた新株予約権の全部を行使することができるものとします。
- () 新株予約権者である使用人が、転籍出向を理由として退職した場合、退職の日から2年以内に限り、前記の定めにかかわらず、割り当てられた新株予約権の全部を行使することができるものとします。
- () 新株予約権者である使用人が、定年退職によりその地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から1年以内に限り、退職時に行使できた株式数の範囲内で、割り当てられた新株予約権を行使することができるものとします。

新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合には、以下の各号の規定に従うものとします。

- () 新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合、その期間中に限り、本新株予約権を行使できないものとします。
- () 新株予約権者である使用人が、新株予約権の発行の日から権利を行使する時までの間に、連続して12か月以上にわたり、欠勤または休職をしている場合（連続する欠勤と休職とを合計して連続12か月以上となる場合を含みます。）、前号の規定にかかわらず、本新株予約権を行使できないものとします。

新株予約権者が死亡を理由として退職した場合、当該新株予約権者の相続人は、相続開始後1年以内に限り、当該新株予約権者が相続開始時に行使できた株式数の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとします。

当社が、本新株予約権の目的たる株式の数の調整または払込金額の調整を行う場合で、当社が必要と判断した場合には、当社は、合理的かつ必要な範囲内で、本新株予約権の行使を制限することができます。

当社が他社と合併を行う場合、未行使の新株予約権はかかる合併にかかる契約の定めに従うものとします。

本新株予約権の行使の方法その他の細目事項については、新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。

新株予約権の消却事由及び条件

- () 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案および株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができるものとします。
- () 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できないものが生じた場合（前記の場合を除きます。）、当社は当該新株予約権については無償で消却することができるものとします。

I Tホールディングス株式会社第2回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	3,582
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 2	358,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 4,750
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～平成21年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,750 資本組入額 2,375
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

上記は、平成20年4月1日の株式移転により当社の完全子会社となったT I S株式会社の会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として平成20年4月1日に交付したものであります。なお、当該株式移転計画は平成20年2月15日に開催された株式移転完全子会社(T I S株式会社および株式会社インテックホールディングス)の株主総会にて承認されました。

(注) 1 新株予約権1個につき当社普通株式100株とします。

「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却していない新株予約権の目的たる株式の数においてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、当社が株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合には、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができます。この場合においては、上記ただし書きの規定を準用するものとします。

- 3 新株予約権者は、以下の期間毎に、割り当てられた新株予約権の一部または全部を行使することができるものとします。ただし、行使可能な株式数が1単元の株式数またはその整数倍に満たない場合、1単元未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍の株式数につき権利を行使することができるものとします。

() 平成20年4月1日から平成20年12月31日までは、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数の4分の3について権利を行使することができるものとします。

() 平成21年1月1日から平成21年12月31日までは、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数のすべてについて権利を行使することができるものとします。

新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役もしくは使用人または当社子会社の取締役、執行役員もしくは使用人であることを要するものとします。ただし、新株予約権者が取締役、執行役員または使用人の地位を喪失した場合、以下の各号に定める事由に基づく場合には、権利行使期間内及び以下の各号の規定の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとします。

() 新株予約権者である取締役または執行役員が、辞任もしくは任期満了により取締役もしくは執行役員の地位を喪失した場合、または取締役の地位を喪失後に執行役員もしくは使用人の地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から2年以内に限り、前記の定めにかかわらず、割り当てられた新株予約権の全部を行使することができるものとします。

- () 新株予約権者である使用人が、転籍出向を理由として退職した場合、退職の日から2年以内に限り、前記の定めにかかわらず、割り当てられた新株予約権の全部を行使することができるものとします。
- () 新株予約権者である使用人が、定年退職によりその地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から1年以内に限り、退職時に行使できた株式数の範囲内で、割り当てられた新株予約権を行使することができるものとします。

新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合には、以下の各号の規定に従うものとします。

- () 新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合、その期間中に限り、本新株予約権を行使できないものとします。
- () 新株予約権者である使用人が、新株予約権の発行の日から権利を行使する時までの間に、連続して12か月以上にわたり、欠勤または休職をしている場合（連続する欠勤と休職とを合計して連続12か月以上となる場合を含みます。）、前号の規定にかかわらず、本新株予約権を行使できないものとします。

新株予約権者が死亡を理由として退職した場合、当該新株予約権者の相続人は、相続開始後1年以内に限り、当該新株予約権者が相続開始時に行使できた株式数の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとします。

当社が、本新株予約権の目的たる株式の数の調整または払込金額の調整を行う場合で、当社が必要と判断した場合には、当社は、合理的かつ必要な範囲内で、本新株予約権の行使を制限することができます。

当社が他社と合併を行う場合、未行使の新株予約権はかかる合併にかかる契約の定めに従うものとします。

本新株予約権の行使の方法その他の細目事項については、新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。

新株予約権の消却事由及び条件

- () 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案および株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができるものとします。
- () 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できないものが生じた場合（前記の場合を除きます。）、当社は当該新株予約権については無償で消却することができるものとします。

I Tホールディングス株式会社第3回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	3,547
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 2	354,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 4,014
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～平成22年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,014 資本組入額 2,007
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

上記は、平成20年4月1日の株式移転により当社の完全子会社となったT I S株式会社の会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として平成20年4月1日に交付したものであります。なお、当該株式移転計画は平成20年2月15日に開催された株式移転完全子会社(T I S株式会社および株式会社インテックホールディングス)の株主総会にて承認されました。

(注) 1 新株予約権1個につき当社普通株式100株とします。

「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却していない新株予約権の目的たる株式の数においてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、当社が株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合には、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができます。この場合においては、上記ただし書きの規定を準用するものとします。

- 3 新株予約権者は、以下の期間毎に、割り当てられた新株予約権の一部または全部を行使することができるものとします。ただし、行使可能な株式数が1単元の株式数またはその整数倍に満たない場合、1単元未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍の株式数につき権利を行使することができるものとします。

() 平成20年4月1日から平成20年12月31日までは、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数の2分の1について権利を行使することができるものとします。

() 平成21年1月1日から平成21年12月31日までは、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数の4分の3について権利を行使することができるものとします。

() 平成22年1月1日から平成22年12月31日までは、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数のすべてについて権利を行使することができるものとします。

新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役もしくは使用人または当社子会社の取締役、執行役員もしくは使用人であることを要するものとします。ただし、新株予約権者が取締役、執行役員または使用人の地位を喪失した場合、以下の各号に定める事由に基づく場合には、権利行使期間内及び以下の各号の規定の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとします。

- () 新株予約権者である取締役または執行役員が、辞任もしくは任期満了により取締役もしくは執行役員の地位を喪失した場合、または取締役の地位を喪失後に執行役員もしくは使用人の地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から2年以内に限り、前記の定めにかかわらず、割り当てられた新株予約権の全部を行使することができるものとします。
- () 新株予約権者である使用人が、転籍出向を理由として退職した場合、退職の日から2年以内に限り、前記の定めにかかわらず、割り当てられた新株予約権の全部を行使することができるものとします。
- () 新株予約権者である使用人が、定年退職によりその地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から1年以内に限り、退職時に行使できた株式数の範囲内で、割り当てられた新株予約権を行使することができるものとします。

新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合には、以下の各号の規定に従うものとします。

- () 新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合、その期間中に限り、本新株予約権を行使できないものとします。
- () 新株予約権者である使用人が、新株予約権の発行の日から権利を行使する時までの間に、連続して12か月以上にわたり、欠勤または休職をしている場合（連続する欠勤と休職とを合計して連続12か月以上となる場合を含みます。）、前号の規定にかかわらず、本新株予約権を行使できないものとします。

新株予約権者が死亡を理由として退職した場合、当該新株予約権者の相続人は、相続開始後1年以内に限り、当該新株予約権者が相続開始時に行使できた株式数の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとします。

当社が、本新株予約権の目的たる株式の数の調整または払込金額の調整を行う場合で、当社が必要と判断した場合には、当社は、合理的かつ必要な範囲内で、本新株予約権の行使を制限することができます。

当社が他社と合併を行う場合、未行使の新株予約権はかかる合併にかかる契約の定めに従うものとします。

本新株予約権の行使の方法その他の細目事項については、新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。

新株予約権の消却事由及び条件

- () 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案および株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができるものとします。
- () 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できないものが生じた場合（前記の場合を除きます。）、当社は当該新株予約権については無償で消却することができるものとします。

I Tホールディングス株式会社第4回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	192
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	151,680
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株につき1,489
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,489 資本組入額 745
新株予約権の行使の条件	対象者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは使用人の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、当社関係会社等への移籍その他正当な理由がある退職の場合はこの限りではない。 新株予約権の相続は認めない。 新株予約権に関するその他の細目については、新株予約権割当契約によるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

上記は、平成20年4月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社インテックホールディングスの会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として平成20年4月1日に交付したものであります。なお、当該株式移転計画は平成20年2月15日に開催された株式移転完全子会社(T I S株式会社および株式会社インテックホールディングス)の株主総会にて承認されました。

(注)1. 当社が当社普通株式について株式分割または株式併合を行う場合はつぎの算式により本新株予約権1個につき目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件または株式無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができるものとする。

ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

なお、退職による失効株式数を除外して記載しております。

2. 本新株予約権交付後、当社が普通株式について株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、つぎの算式により本新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額以下「行使価額」という。）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式の発行または自己株式の処分（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）を行う場合は、つぎの算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。つぎの算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数をいい、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	-	86,372,339	-	10,000	-	2,500

(注) 1 平成20年10月1日から平成20年11月12日までの間に、新株予約権の行使はありません。

(5)【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	13,731	15.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	10,126	11.7
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号	2,601	3.0
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,591	3.0
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	2,068	2.4
株式会社インテックホールディングス	富山市牛島新町5番5号	1,316	1.5
株式会社大林組	大阪市中央区北浜東4番33号	1,161	1.3
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山5丁目1番22号	1,161	1.3
三信株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目6番1号	1,149	1.3
シティバンクロンドンスタンダードライフインベストメントファンドリミテッド (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	STANDARD LIFE HOUSE.30 LOTHIANROAD, EDINBURGH.EH1 2DH (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	1,076	1.2
計	-	36,984	42.8

(注) 1. 第1四半期会計期間において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから5社連名により、平成20年4月21日付で大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年4月14日現在で株式を保有している旨の報告を受けておりますが、うち2社(株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJニコス株式会社)を除く3社については、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	2,068	2.4
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	1,683	1.9
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目4番1号	164	0.2
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	130	0.2
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷3丁目33番5号	436	0.5
計	-	4,483	5.2

2. 当第2四半期会計期間において、野村アセットマネジメント株式会社から平成20年7月18日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年7月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1丁目12番1号	5,189	6.0

3. 当第2四半期会計期間において、住友信託銀行株式会社から平成20年8月15日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年8月22日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	4,359	5.0

4. 当第2四半期会計期間において、日本生命保険相互会社から2社連名により、平成20年9月22日付で大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年9月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3丁目5番12号	3,424	4.0
ニッセイアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,265	1.5
計	-	4,690	5.4

5. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 13,731千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 10,126千株
資産管理サービス信託銀行株式会社 2,601千株

6. 株式会社インテックホールディングスが所有している株式については、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権の行使が制限されています。

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	1,335,800	-	
完全議決権株式(その他)	84,556,100	845,561	
単元未満株式	480,439	-	
発行済株式総数	86,372,339	-	-
総株主の議決権	-	845,561	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) I Tホールディングス株式会社	富山市牛島新町5番5号	8,034	-	8,034	0.0
(相互保有株式) T I S株式会社	大阪府吹田市江の木町11番30号	10,885	-	10,885	0.0
(相互保有株式) 株式会社インテックホールディングス	富山市牛島新町5番5号	1,316,941	-	1,316,941	1.5
計	-	1,335,860	-	1,335,860	1.5

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,355	2,345	2,305	2,190	2,070	1,766
最低(円)	1,790	1,999	1,977	1,854	1,648	1,445

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

平成20年4月1日の当社設立日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しています。

また、当社は設立初年度であるため、四半期連結財務諸表については前連結会計年度の記載はしていません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間末
 (平成20年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	25,338
受取手形及び売掛金	56,530
有価証券	2,468
商品及び製品	2,732
仕掛品	15,091
原材料及び貯蔵品	180
繰延税金資産	10,646
その他	5,741
貸倒引当金	136
流動資産合計	118,592
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物(純額)	51,491
機械装置及び運搬具(純額)	5,120
土地	22,253
貸与資産(純額)	3,352
その他(純額)	7,125
有形固定資産合計	89,344 ¹
無形固定資産	
のれん	5,022 ²
その他	12,641
無形固定資産合計	17,663
投資その他の資産	
投資有価証券	30,884
繰延税金資産	8,941
前払年金費用	2,833
差入保証金	10,049
その他	7,490
貸倒引当金	2,627
投資その他の資産合計	57,572
固定資産合計	164,580
資産合計	283,173

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間末
(平成20年9月30日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	17,379
短期借入金	23,780
1年内償還予定の社債	8,150
未払法人税等	2,627
賞与引当金	7,408
その他の引当金	27
その他	18,122
流動負債合計	77,494
固定負債	
社債	15,500
長期借入金	34,983
退職給付引当金	7,719
役員退職慰労引当金	215
繰延税金負債	971
再評価に係る繰延税金負債	1,064
その他	2,669
固定負債合計	63,125
負債合計	140,620
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
資本剰余金	86,322
利益剰余金	36,352
自己株式	2,353
株主資本合計	130,320
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	48
土地再評価差額金	2,922
為替換算調整勘定	28
評価・換算差額等合計	2,903
新株予約権	8
少数株主持分	15,127
純資産合計	142,553
負債純資産合計	283,173

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 2 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
売上高	163,426
売上原価	133,812
売上総利益	29,614
販売費及び一般管理費	20,213
営業利益	9,400
営業外収益	
受取利息	36
受取配当金	386
負ののれん償却額	478
その他	300
営業外収益合計	1,202
営業外費用	
支払利息	560
持分法による投資損失	40
創立費	110
その他	411
営業外費用合計	1,123
経常利益	9,479
特別利益	
投資有価証券売却益	8
子会社清算益	20
貸倒引当金戻入額	31
その他	29
特別利益合計	89
特別損失	
固定資産除却損	173
投資有価証券評価損	307
その他	330
特別損失合計	811
税金等調整前四半期純利益	8,757
法人税、住民税及び事業税	2,407
法人税等調整額	1,128
法人税等合計	3,536
少数株主利益	729
四半期純利益	4,491

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高	96,491
売上原価	76,171
売上総利益	20,320
販売費及び一般管理費	10,562
営業利益	9,757
営業外収益	
受取利息	16
受取配当金	18
負ののれん償却額	239
その他	129
営業外収益合計	404
営業外費用	
支払利息	279
持分法による投資損失	33
その他	256
営業外費用合計	569
経常利益	9,592
特別利益	
子会社清算益	20
その他	23
特別利益合計	44
特別損失	
固定資産除却損	52
投資有価証券評価損	278
その他	302
特別損失合計	633
税金等調整前四半期純利益	9,003
法人税、住民税及び事業税	1,734
法人税等調整額	1,776
法人税等合計	3,510
少数株主利益	543
四半期純利益	4,949

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	8,757
減価償却費	6,360
賞与引当金の増減額(は減少)	179
受取利息及び受取配当金	423
支払利息	560
持分法による投資損益(は益)	40
売上債権の増減額(は増加)	8,519
たな卸資産の増減額(は増加)	2,924
仕入債務の増減額(は減少)	3,590
その他	913
小計	18,393
利息及び配当金の受取額	431
利息の支払額	569
法人税等の支払額	4,659
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,595
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	1,599
有価証券の償還による収入	1,500
有形固定資産の取得による支出	4,855
無形固定資産の取得による支出	1,848
投資有価証券の取得による支出	1,011
投資有価証券の売却及び償還による収入	362
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	3,147
その他	611
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,212
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	1,478
長期借入れによる収入	7,019
長期借入金の返済による支出	9,698
自己株式の取得による支出	17
自己株式の処分による収入	481
配当金の支払額	1,219
少数株主への配当金の支払額	268
その他	319
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,861
現金及び現金同等物に係る換算差額	5
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,483
現金及び現金同等物の期首残高	27,994
現金及び現金同等物の四半期末残高	25,510

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 株式会社ネクスウェイは、新規取得により、当第2四半期連結累計期間より連結の範囲に含めております。 クロノバ株式会社の株式を追加取得したことによる議決権所有割合の増加により、クロノバ株式会社、アルメック株式会社、アプシェ株式会社及びメディカル統計株式会社は、当第2四半期連結累計期間より連結の範囲に含めております。 株式会社システムサポートは、株式会社シーエスエイを平成20年7月1日に吸収合併しております。このため、株式会社シーエスエイは連結の範囲から除外しております。 株式会社システムズ・トラスト及び株式会社北海道インテックは、清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 43社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用関連会社の変更 クロノバ株式会社の株式を追加取得したことによる議決権所有割合の増加により、クロノバ株式会社、アルメック株式会社、アプシェ株式会社及びメディカル統計株式会社は、当第2四半期連結累計期間より連結の範囲に含めたため、持分法適用関連会社ではなくなりました。 DGTインフォメーションシステムズは、出資比率が低下したため、持分法の適用範囲から除外しております。 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 6社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一部の連結子会社は、当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が当期首に算定したものと著しい変化がないと認められる場合、当期首の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定する方法を採用しております。
2. 棚卸資産の評価方法	一部の連結子会社は、棚卸資産の簿価切下げに関して、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	一部の連結子会社は、法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 一部の連結子会社は、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、当期首以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、当期首において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は75,633百万円であります。	
2 のれんは、固定負債である負ののれんと相殺した差額を記載しております。相殺前の金額は次のとおりであります。	
のれん	5,649百万円
負ののれん	627百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。	
従業員給与	6,264百万円
賞与引当金繰入額	1,309百万円
退職給付費用	179百万円
貸倒引当金繰入額	144百万円
役員退職慰労引当金繰入額	36百万円

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。	
従業員給与	3,176百万円
賞与引当金繰入額	615百万円
貸倒引当金繰入額	109百万円
退職給付費用	83百万円
役員退職慰労引当金繰入額	21百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日)	
現金及び預金勘定	25,338百万円
有価証券勘定	2,468百万円
計	27,806百万円
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	597百万円
取得日から償還期までの期間が 3ヶ月を超える債券等	1,698百万円
現金及び現金同等物	25,510百万円

(株主資本等関係)

第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 86,372千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,335千株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる 株式の数	当第2四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
連結子会社	-	-	8

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

情報・通信事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

パーチェス法の適用

株式会社ネクスウェイの株式取得について

1. 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率
 - (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 株式会社ネクスウェイ(結合後も同じ)
事業の内容 情報通信サービス事業
 - (2) 企業結合を行った主な理由
アウトソーシング・ネットワークにおける規模の拡大とサービス強化のため。
 - (3) 企業結合日
平成20年7月11日
 - (4) 企業結合の法的形式
株式取得
 - (5) 取得した議決権比率
100%
2. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
平成20年7月1日から平成20年9月30日まで
3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

株式取得費用	3,120百万円
株式取得に直接要した費用(アドバイザー費用等)	86百万円
取得原価	3,206百万円

なお、すべて現金で支出しております。
4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数及びその評価額
該当事項はありません。
5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 - (1) 発生したのれん
2,896百万円
 - (2) 発生原因
株式会社ネクスウェイが情報通信サービス事業を展開するにあたり、運用の効率化等によって今後期待される超過収益力であります。
 - (3) 償却方法及び償却期間
5年間で均等償却
6. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高	2,304百万円
経常利益	378百万円
四半期純利益	390百万円

なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,498.39円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	52.97円	1株当たり四半期純利益金額	58.33円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	52.94円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	58.31円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	4,491	4,949
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	4,491	4,949
期中平均株式数(千株)	84,805	84,848
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	36	27
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間

(自平成20年7月1日

至平成20年9月30日)

(T I S株式会社との吸収分割について)

当社は、平成20年8月11日開催の取締役会において、会社法第796条第3項に規定する吸収分割を行なうことを決議し、平成20年10月1日を効力発生日として、当社完全子会社のT I S株式会社の保有する一部の子会社の全株式を、当社に吸収分割により承継させる吸収分割契約書を、同日付で締結いたしました。この契約書に基づき、承継対象株式は平成20年10月1日付で当社に引き継がれました。

1. 吸収分割の目的

当社グループにおけるグループ経営の一層の強化と効率化を図る観点から、グループフォーメーションを整備し、T I S株式会社の子会社である事業会社9社について、当社の直接の子会社とするために、吸収分割を行うこととしたものです。

2. 吸収分割の要旨

(1) 分割方式

当社完全子会社のT I S株式会社を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割方式であります。

(2) 承継する資産の項目および金額

当社は、本件吸収分割に際して当社とT I S株式会社との間で締結した吸収分割契約書に基づき、T I S株式会社が保有する子会社9社の全株式を承継しました。

当社が承継した子会社(株式)は以下のとおりであり、その子会社株式の帳簿価額は、24,039百万円であります。

株式会社ユーフィット

株式会社アグレックス

クオリカ株式会社

A J S株式会社

株式会社エス・イー・ラボ

T I Sトータルサービス株式会社

T I Sリース株式会社

B Mコンサルタンツ株式会社

T I Sソリューションビジネス株式会社

(3) 金銭等の交付

金銭等の交付は行いません。

(4) 株式の割当

T I S株式会社は、当社完全子会社であるため、株式の割当ではありません。

(5) 承継により増加する資本金

承継により増加する資本金はありません。

(6) 効力発生日

平成20年10月1日

当第2四半期連結会計期間

(自平成20年7月1日

至平成20年9月30日)

(資金調達について)

連結子会社のT I S株式会社は、平成20年11月10日開催の取締役会において、総額230億円の資金調達を行うことを決議しました。

資金調達の概要は以下のとおりであります。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 調達方法 | シンジケートローン |
| (2) 借入金額 | 230億円 |
| (3) 借入金実施時期 | 平成21年1月中旬 |
| (4) 借入期間 | 5～7年 |
| (5) 資金用途 | 借換え及び設備投資資金 |
| (6) アレンジャー | ㈱三菱東京UFJ銀行 |

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月10日

I Tホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大山 修 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 義之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 直人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているI Tホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、I Tホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社のT I S株式会社は、平成20年11月10日開催の取締役会において、シンジケートローンによる資金調達を行うことを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。